

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 24 年 9 月 13 日

京都市長 門川 大作

## 1 建築協定書の概要

### (1) 建築協定の名称

京都市左京区下鴨第 3 住宅地区建築協定

### (2) 申請者の氏名

太田 考一

### (3) 建築協定区域

京都市左京区下鴨中川原町 45 番地，46 番地，47 番地，48 番地 1 から 48 番地 7 まで，51 番地，51 番地 1，51 番地 5，51 番地 9，51 番地 11 から 51 番地 13 まで，51 番地 22 から 51 番地 26 まで，51 番地 28 から 51 番地 34 まで，53 番地 2，53 番地 7，54 番地 1，54 番地 2，54 番地 4，54 番地 5，54 番地 7 から 54 番地 9 まで，54 番地 11 から 54 番地 14 まで，54 番地 16，54 番地 17，55 番地 5，55 番地 6，58 番地，58 番地 1，58 番地 3 から 58 番地 9 まで，58 番地 13 から 58 番地 18 まで，60 番地 3，61 番地，62 番地，62 番地 3，62 番地 4，69 番地 6，71 番地 1，72 番地，73 番地，74 番地 1，74 番地 3，75 番地，76 番地，76 番地 1，77 番地，79 番地 1，79 番地 8 から 79 番地 12 まで，80 番地 5，90 番地 7，90 番地 17，91 番地 3，91 番地 4，91 番地 10，91 番地 14，92 番地，94 番地 1 から 94 番地 3 まで，95 番地 1 から 95 番地 3 まで，95 番地 5，95 番地 8，95 番地 9，95 番地 11，97 番地 9，98 番地及び 99 番地 2 並びに同区下鴨貴船町 1 番地 4

### (4) 建築協定区域隣接地

京都市左京区下鴨中川原町 41 番地，41 番地 3，42 番地，43 番地，43 番地 1，44 番地 1，44 番地 2，45 番地 1，45 番地 2，49 番地 1，50 番地，51

番地 6 から 51 番地 8 まで , 51 番地 10 , 51 番地 14 から 51 番地 21 まで , 51 番地 27 , 53 番地 , 53 番地 3 から 53 番地 6 まで , 53 番地 8 から 53 番地 17 まで , 54 番地 3 , 54 番地 10 , 54 番地 15 , 55 番地 , 55 番地 3 , 55 番地 7 , 58 番地 10 から 58 番地 12 , 70 番地 1 , 70 番地 2 , 71 番地 2 , 71 番地 3 , 74 番地 2 , 78 番地 , 79 番地 , 79 番地 13 , 80 番地 2 から 80 番地 4 まで , 80 番地 6 , 81 番地 , 81 番地 2 , 82 番地 1 , 82 番地 2 , 83 番地 1 , 83 番地 2 , 84 番地 , 84 番地 1 , 90 番地 1 , 90 番地 2 , 90 番地 6 , 90 番地 8 , 90 番地 18 , 91 番地 2 , 91 番地 6 , 91 番地 9 , 91 番地 13 , 95 番地 6 , 95 番地 7 , 97 番地 , 97 番地 2 , 97 番地 3 , 97 番地 8 , 97 番地 13 から 97 番地 15 まで , 99 番地 , 99 番地 3 , 100 番地及び 100 番地 1

(5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 24 年 9 月 13 日 (木) から平成 24 年 10 月 3 日 (水) まで

(ただし、京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 24 年 10 月 4 日 (木) 午前 11 時から午前 12 時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局会議室 (北庁舎 6 階企画設計課内)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 佐藤 洋

( 都市計画局建築指導部建築指導課 )